

崎 環 ( 保 ) 第 6 8 号  
令 和 5 年 3 月 6 日

長崎県クレー射撃協会長 様

長崎県警察本部  
生活安全部生活環境課長



猟銃紛失事案の発生に伴う銃砲及び火薬類の適正な管理について（依頼）  
早春の候、貴協会におかれましては、ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。  
また、平素から警察業務全般にわたり深い御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本年に入り、某都道府県において、実包が装填された猟銃の紛失事案が発生しました。

事案の概要は、猟銃所持者が山中で涉猟中、片手で把持したり、負革を肩に掛けたりして携帯していた猟銃をいつの間にか紛失したものです。

銃砲の紛失・盗難は、全く関係のない第三者に被害が及ぶことが懸念され、特に、銃砲と実包が同時に紛失・盗難にあった場合には、極めて危険な状況で社会に大きな不安を与える結果となります。

また、銃砲刀剣類所持等取締法第23条の2は「許可銃砲を所持する者は、銃砲の紛失・盗難にあった場合は、直ちに警察官に届け出なければならない」旨規定しています。

「直ちに」とは「すぐに」という意味ですので、銃砲の紛失・盗難にあったと気付いた時は、すぐに警察官へ届け出る必要があります、この規定に違反した者は、処罰されることもあります。

つきましては、貴会会員に対する銃砲及び火薬類の適正な保管管理について、下記のとおり御指導を徹底していただきますようお願い致します。

#### 記

- 1 銃砲及び火薬類の盗難・紛失防止のため、法律の規定を遵守し、厳正な保管管理に努めること
- 2 涉猟時は、銃砲を紛失しないよう細心の注意を払うこと
- 3 負革は金具の接触部及び折り曲げた箇所が切れやすいので、視認するだけでなく、引っ張ってみる等して点検すること
- 4 追跡機能や置き忘れ防止機能を搭載したタグを銃砲に取り付け、紛失した場合に備えること
- 5 銃砲及び火薬類の盗難又は紛失が発生した場合には、直ちに警察へ届け出ること

担 当	保安係 095-820-0110 内線 3176～3178
-----	-------------------------------